

第5章 計画の推進にあたって

1 点検・評価の実施

本計画を効果的かつ着実に実施するためには、計画の定期的な点検と結果のフィードバックが不可欠です。

現在、教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、事務の管理及び執行について点検・評価を行い、その結果の報告書を議会に提出するとともに、公表しています。

こうした取り組みにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていきます。

2 新たに検討が必要となる事項への対応

計画期間においては、社会の急速な動きや教育をとりまく状況の変化などに応じて、新たに対応や検討が必要な課題が発生することが予想されます。

本計画に沿った本市の施策・事業の実施にあたっては、国の動向に的確かつ柔軟に対応するとともに、福島県などの関係機関と連携しながら、計画内容の適時・適切な見直しや新たな方策の検討などを行い、必要な施策を進めていきます。

3 数値目標

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況や成果の具体化を図るために、いくつかの指標を設定し、その目標値（令和10年度）を定めます。

